

社会保険

いわて

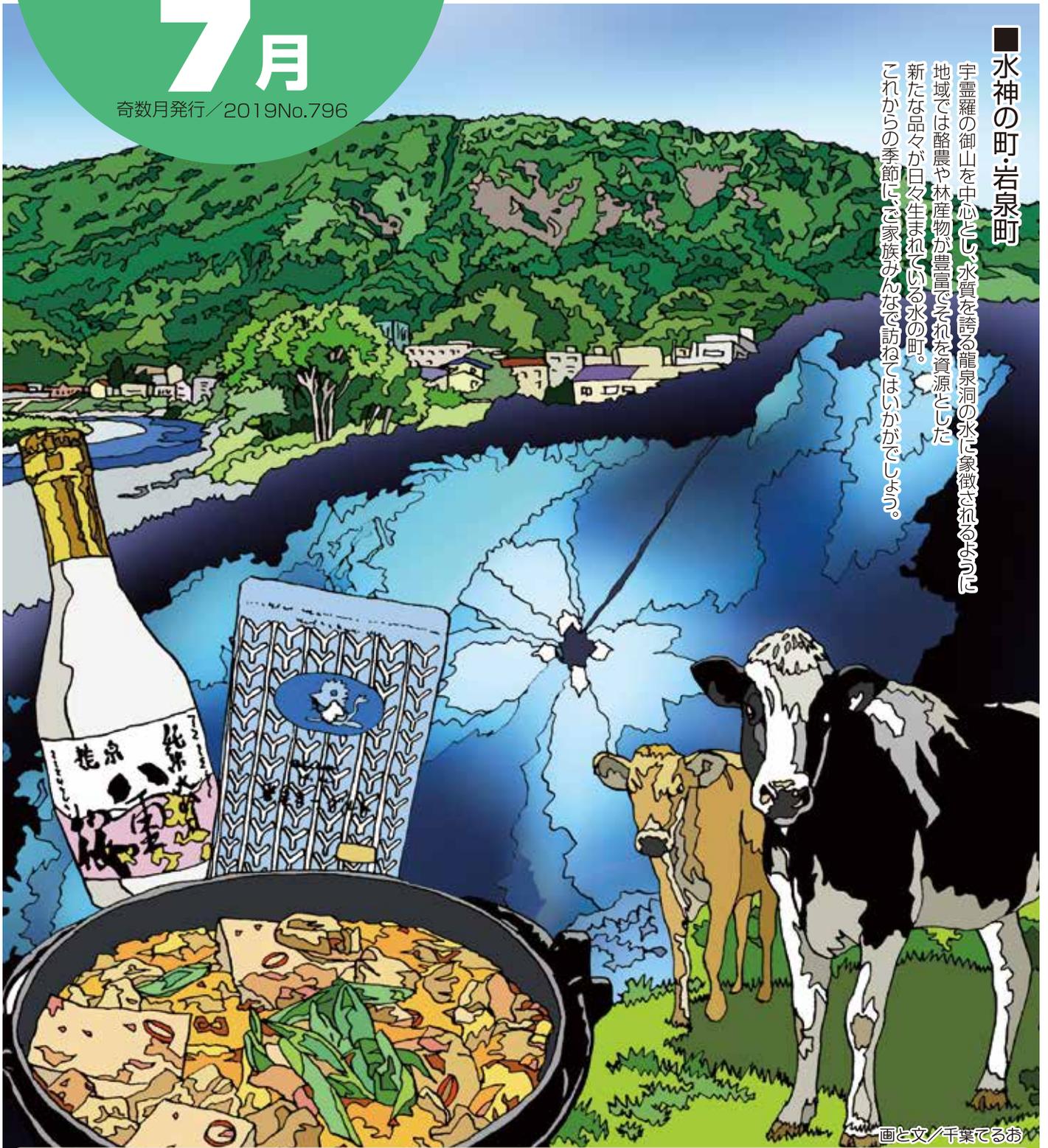
7月

奇数月発行／2019No.796

- 月額変更届を提出する際の留意事項について
- 協会けんぽ健康づくりセミナーを開催します
- お問い合わせで困ったことはありませんか？
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 8月・9月の出張相談所日程

■ 水神の町・岩泉町

宇霊羅の御山を中心とし、水質を誇る龍泉洞の水に家畜を育てる地域では酪農や林産物が豊富で、それを資源とした新たな品々が日々生まれている水の町。これからの季節に、ご家族みんなを訪ねてはいかがでしょうか。



画と文／千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

月額変更届を提出する際の留意事項について

～昇給や降給により給与(報酬)が大幅に変わったときの届出～

毎年1回の定時決定により決定された標準報酬月額、原則その年の9月から翌年の8月分まで1年間適用されますが、この間に昇給や降給などにより報酬に大幅な変動があったときは、実態とかけ離れた状態にならないよう次回の定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。これを「随時改定」といい、「月額変更届」を提出していただくことになります。

改定された標準報酬月額は、再び随時改定がない限り、6月以前に改定された場合は当年の8月まで、7月以降に改定された場合は翌年の8月までの各月に適用されます。

チェックポイント



昨年10/1より、随時改定も保険者算定ができるようになりました

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、被保険者の同意に基づき、年間の報酬の月平均額による保険者算定を行うことができます。

■1. 対象となる場合

次の①から③の全てを満たした場合に、年間平均額を用いた保険者算定の対象となります。

- ① 次の㉠と㉡との間に2等級以上の差があること
 - ㉠ 昇給(降給)月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額
 - ㉡ 昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、昇給(降給)月前の継続した9か月及び昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)
- ② 上記①の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること
- ③ 現在の標準報酬月額と「年間平均額から算出した標準報酬月額」との間に1等級以上の差があること

■2. 申立手続

事業主が、被保険者の同意書を添付した上で申立書を提出することにより行うこととされています。



事業主の皆様へのお願い

■その1：通知書が届きましたら、被保険者本人への通知が必要です



◎届出に基づいて送付される各種通知書の例

- ・ 資格取得確認および標準報酬決定通知書
- ・ 資格喪失確認通知書
- ・ 標準報酬月額決定通知書
- ・ 標準報酬月額改定通知書
- ・ 標準給与額決定通知書 etc

【厚生年金保険法第29条2】

事業主は、通知があったときは、すみやかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。

【厚生年金保険法施行規則第28条】

事業主は、厚生年金保険に関する書類を、その完結の日から二年間、保存しなければならない。

■その2：被保険者資格等の調査の実施へご協力をお願いいたします



年金事務所では、厚生年金保険・健康保険にかかる被保険者資格、報酬および被扶養者の認定の適否について、その適正化を図る観点から呼び出しや訪問による調査を実施しております。

調査日時やご用意いただく書類については、事前にお知らせいたしますので何卒ご協力をお願いいたします。

なお、お知らせ到着後、調査日時の変更希望等ございましたら、管轄する年金事務所へ直接ご相談願います。

健康づくり セミナーを開催します

喫煙対策で
お困りの方
必見!!

先着
200名

禁煙の取組みを成功させる方法やメンタルヘルス対策などをテーマとしたセミナーです。
興味のある方はどなたでもご参加できます。職場・家庭等における健康づくりにお役立て下さい!!

令和元年 **10/2** 水

13:30開演※▶16:20閉演
※13:00開場

いわて県民情報交流センター
アイーナ (804会議室)



セミナープログラム

▼第1部(90分)
講師：平井 孝幸 氏
DeNA CHO室 室長代理



『タバコ・喫煙者対策を
成功させる方法』

▼第2部(60分)
講師：岩手産業保健総合支援センター
産業保健相談員 今松 明子 氏

『みんなで守る心の健康
メンタル不調の予防と早期発見』

申込方法・期限

申込書*にて、FAXか郵送にてお申し込みください。
(後日、入場整理券をお送りします。)

※申込書は協会けんぽ岩手支部のホームページから
ダウンロードできます。

参加費無料!
申込み
待ってるわん!

申込期限 令和元年 **9/20** 金 必着



岩手県民情報交流センターアイーナ
(盛岡市盛岡駅西通 1-7-1)

- 主催：全国健康保険協会(協会けんぽ)岩手支部
 - 共催：岩手産業保健総合支援センター
 - 後援：岩手県、盛岡市、岩手労働局、岩手県医師会、岩手県歯科医師会、岩手県薬剤師会、岩手県栄養士会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会、岩手県国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会岩手連合会、社会保険診療報酬支払基金岩手支部、岩手県社会保険労務士会、岩手日報社、岩手県社会保険協会、(株)マ・シェリ、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ
- (※順不同)

協会けんぽ岩手支部 歯科健診のお知らせ

協会けんぽ岩手支部では、前年度に引き続き今年度も歯科健診事業を実施しています。この事業は、
歯科医師がお申し込みのあった事業所様を訪問し、**割引料金**で歯科健診が受診できるというものです。
歯は全身の健康の原点。年に1度は歯科健診を受けましょう!

■申込から健診の流れ

1. 「**歯科健診申込書**」*をFAXまたは郵送で岩手県歯科医師会に送付してください。
*申込書は岩手支部のホームページからダウンロードできます。
2. 岩手県歯科医師会より日程調整の連絡があります。
3. 健診日当日、担当の**歯科医師・歯科衛生士**が事業所へお伺いします。
○事業所様は、健診用の部屋及び机と椅子をご準備いただきますようお願いいたします。
○受診される方は、事前に送付されます歯科健診票をご記入いただき、歯科健診票と保険証を持参のうえ、
歯科健診をご受診ください。
※歯科医院での受診等、事業所所在地以外での実施を希望される場合は、岩手県歯科医師会にご相談ください。
4. 後日、岩手県歯科医師会より、事業所様へ請求書、事業所全体の結果、受診者の方へ個別の健診結果を送付します。健診料金をお支払いください。



歯科健診 事業概要

●実施期間●
2019年6月～2020年2月
※2019年4月より申込受付を開始いたします

●実施予定数●
先着 **500人**
※実施予定数に達した場合は受付を終了させていただきます。

●健診内容●
①問診
②歯・歯内の検査
③咬合力検査
④歯科健康指導
※1人当たり5～10分程度です。

●健診料金●
通常料金 1人当たり
2,160円
↓
割引料金 1,080円

●健診対象者●
協会けんぽの被保険者様
※上記対象者以外の方は、割引料金の対象となりませんが、お申し込みは可能です。

なんと
50%割引!

【お申し込み・健診内容等に関するお問い合わせ先】

一般社団法人岩手県歯科医師会
〒020-0045
盛岡市盛岡駅西通 2-5-25 岩手県歯科医師会館
☎019-621-8020(代表)



【本事業内容に関するお問い合わせ先】

全国健康保険協会岩手支部
〒020-8508
盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 2階
企画総務グループ ☎019-604-9018(直通)

被扶養者資格再確認業務のお知らせ

高齢者医療制度における拠出金や健康保険給付の適正化等を目的に、被扶養者資格の再確認を今年度も実施します。例年6月頃より実施していた当業務ですが、今年度は対象者・日程等が変更となりますのでお知らせいたします。詳しい内容については、協会けんぽホームページまたは岩手支部業務グループまで(☎019-604-9070)お問合せ下さい。

対象者
平成31年3月31日までに扶養認定されている者で、令和元年9月中旬の時点で被扶養者として認定されている者。
例年、18歳以上の被扶養者を対象に再確認業務を実施してきましたが、今年度は18歳未満の被扶養者を含めた全被扶養者を対象に再確認業務を実施します。※任意継続保険の被扶養者を除く

実施時期
・リストの送付時期：
令和元年9月下旬から10月下旬頃
(随時送付いたします。)
・リストの提出期限：
令和元年11月20日(水)

お問い合わせで困ったことはありませんか？

「県内年金事務所」、「協会けんぽ岩手支部」
お問い合わせ・提出先のご案内

◆「日本年金機構年金事務所」

年金事務所への電話照会は、「自動音声案内」により担当課へのご案内をしています。
アナウンスにしたがって操作をしていただくこととなりますが、手順についてご説明します。

(自動音声案内の流れ)

- ①年金事務所へ電話をする。
- ②自動音声案内が流れます。
「日本年金機構〇〇年金事務所です。自動音声によりご案内しますのでご希望の番号を押してください。
(案内の途中でも番号をお選びいただくことができます)」
- ③担当課などを案内するアナウンスが流れますのでご相談内容により番号を押します。

年金に関する各種相談 年金の請求や受給に関する相談(相談予約)など	「1」を押す	ねんきんダイヤルへ
国民年金の加入手続きや保険料の相談 加入手続き、保険料免除手続きなど	「2」を押す	国民年金課へ
事業所の各種手続き 資格取得届、被扶養者関係など	「3」を押す	厚生年金適用担当課へ
事業所の健康保険料・厚生年金保険料関係 保険料の納入、口座振替手続きなど	「4」を押す	厚生年金徴収課へ
その他の用件について	「5」を押す	職員による取次へ
音声案内をもう1度お聞きになる場合	「0」を押す	(音声案内)
該当する番号がわからない場合	そのまま待つ	職員による取次へ

《県内年金事務所のお問い合わせ電話番号》

盛岡年金事務所 019-623-6211 (代表電話) 花巻年金事務所 0198-23-3351 (代表電話)
一関年金事務所 0191-23-4246 (代表電話) 二戸年金事務所 0195-23-4111 (代表電話)
宮古年金事務所 0193-62-1963 (代表電話)

《各種申請書・届出書の提出先》

各種届書等は「仙台広域事務センター」に直接お送りください。

- | | |
|---|--|
| ○郵便の場合
〒980-8461*1
あて名:「日本年金機構 仙台広域事務センター」
(*1「個別番号」を記入すると、宛名の住所を省略することができます。) | ○郵便以外をご利用の場合(宅配など)
〒980-8461
仙台市青葉区中央4-6-1 5S30 17階
「日本年金機構 仙台広域事務センター」 |
|---|--|

日本年金機構ホームページ▶ <https://www.nenkin.go.jp>

◆「全国健康保険協会岩手支部(協会けんぽ)」

《お問い合わせの電話番号》

(代表電話) 019-604-9009 (直通電話) 019-604-9070
◎健康保険給付、任意継続については〈業務グループ〉
◎健診については〈保健グループ〉 019-604-9089

《各種申請書・届出書提出先》

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル

全国健康保険協会ホームページ▶ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

労働Q&A

労働時間の把握について

○使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。



Q1. 労働時間に含まれるのはどういう時間ですか？

A1. 使用者の指揮命令下に置かれている時間が労働時間になります。
例えば、業務に必要な服への着替えや、業務終了後の清掃なども含まれます。
また、手待ち時間や業務上義務付けられている研修なども含まれ、客観的に見て、労働者が指揮命令下に置かれているかどうかによって判断されます。



Q2. どのように労働時間を確認すればいいのですか？

A2. 平成29年1月20日に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインが策定され、原則として次のいずれかの方法によることとなります。
①使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
②タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。
※やむを得ない場合は、自己申告制により把握することになりますが、その場合においてもガイドラインを踏まえ適正な労働時間の管理をする必要があります。



Q3. 賃金台帳に労働時間などを記入しなければなりませんか？

A3. 記入しなければなりません。
使用者は、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数などといった事項を記入します。故意に虚偽の労働時間数を記入した場合は、30万円以下の罰金に処されることとなります。

割増賃金を支払うために、労働時間を把握することは必要でしたが、今後は健康管理の観点からも、管理監督者なども含めての労働時間を適正に把握してこととなります。

【提供：岩手県社会保険労務士会】

ささいな事でもお気軽にどうぞ！
詳しくは
お近くの社会保険労務士に
ご相談ください。

ホームページ▶ <http://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

■研修事業

○「年金シニアライフセミナー」が行われました。

定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを岩手県社会保険委員会連合会との共催で行われました。初めての開催となったセミナーには、会員事業所に勤務されている50歳以上の被

保険者とその配偶者及び健康保険委員・年金委員、人事・厚生担当者の方など37名の参加申込みをいただきました。

はじめに、シニアライフを支える年金と医療保険制度のしくみと手続きについて、日本年金機構盛岡年金事務所と協会けんぽ岩手支部から説明をいただき、引き続き(株)活性化セミナー研究所の加藤正義氏を年金シニアライフセミナー講師に迎え「ライフプランと生きがいについて」、「家庭経済について」と題して講演をいただきました。参加者の皆さまは、「健康」、「お金」、「生きがい」そして「家計プラン」など、これからのライフプランについて真剣に受講していました。

■健康づくり事業

○「民話の里 遠野健康ウォーク2019」が行われました。

健康づくり事業「民話の里 遠野健康ウォーク2019」が、去る5月18日(土)に行われました。

木彫りとして日本最大の総丈17mの観音像が安置されている「福泉寺」はツツジが見頃で、また「カッパ淵」ではカッパおじさんの楽しいお話を聞くことができました。参加者の皆さんは、田植えが始まった新緑の田園風景に目を奪われながら全員が元気に完歩しました。ご参加いただきました皆さま、そしてご協力をいただきました「民話のまち遠野ウォーキング協会」の皆さま有難うございました。(協会 山内)



○「鞍掛山軽登山」が行われました。

健康づくり事業「鞍掛山軽登山」が、6月8日(土)に行われました。

鞍掛山は岩手山の南麓に立つ標高897メートルの山です。初心者にも比較的登りやすく一年中楽しめる人気の山です。

当日は、あいにくの雨空となりましたが、雨合羽で身を包んだ33名の参加者が「たきざわ自然情報センター」を出発。「どんぐり森」を経由し山頂を目指しました。途中からは雨も小降りとなり、登山道からは雨に濡れた新緑の木立の間から見える景色や満開のヤマツツジなどの花を楽しみながら、またガイドからは山の草花や熊対策などの話を聞きながら全員が無事に登頂しました。山頂では中腹まで雲に隠れた岩手山をバックに山頂標示板前で記念写真を撮るなど楽しいひと時を過ごしていました。ご参加いただきました皆さま、心も身体もリフレッシュしたことと思います。登山コースを案内していただきました滝沢市山岳協会の皆さま有難うございました。(協会 山内)



年金出張相談所

会場	8月	9月	時間	
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	8(木)	12(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	21(水)	18(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	28(水)	9月はお休みです	10:30~15:00
	紫波町役場	8月はお休みです	25(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	22(木)	9月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	29(木)	26(木)	10:30~15:30
	奥州市役所	8月はお休みです	5(木)	10:00~15:00
	江刺生涯学習センター(江刺)	1(木)	9月はお休みです	10:00~15:00
宮古	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	8(木)	12(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市役所	1(木)	5(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	8(木)	5(木)	10:30~16:00
		26(月)	19(木)	10:30~16:00

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

相談の際にお持ちいただくもの

- ①年金相談、年金加入期間のご相談には年金手帳、振込通知書、年金証書など本人であることが確認できるものを必ずお持ちください。
- ②本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状と相談を受ける方の確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。